

「指定計画相談支援」 「指定障害児相談支援」 重要事項説明書

◇◆目次◆◇

1. 法人の概要	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域	3
4. 営業時間	3
5. 職員の体制	3
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
7. サービスの利用に関する留意事項	5
8. 利用者の記録や情報の管理、開示について	6
9. 損害賠償保険への加入	6
10. 苦情の受付について	6
11. 虐待通報の受付について	7
12. 第三者評価の実施状況について	8

ごうどうかいしゃ
合同会社あんじゅ
けあ
(ケアあんじゅ)

とくていそうだんしえんじぎょう (1332303153 (江戸川区指定))
しょうがいじそうだんしえんじぎょう (1372300937 (江戸川区指定))

1. 法人の概要

めいしょう 名 称	ごうどうかいしゃ 合同会社あんじゅ
しょざいち 所在地	とうきょうとえどがわくおおすぎ5ちょうめ20ばんち1 東京都江戸川区大杉5丁目20番地1
でんわばんごう 電話番号	03-6795-9937
だいひょうしゃしめい 代表者氏名	だいひょうしゃいん あらい なおみ 代表社員 荒井 有美
せつりつねんげつ 設立年月	へいせい 26ねん 12がつ 1にち 平成 26年12月 11日

2. 事業所の概要

じぎょうしょ しゅるい 事業所の種類	していとくていそうだんしえんじぎょう へいせい ねん がつ1にちしてい 指定特定相談支援事業：平成28年4月1日指定 していしょうがいじそうだんしえんじぎょう へいせい ねん がつ ひしてい 指定障害児相談支援事業：平成28年4月1日指定
じぎょう もくてき 事業の目的	していとくていそうだんしえん およびしていしょうがいじそうだんしえん い か じぎょう てきせい 指定特定相談支援及び指定障害児相談支援（以下「事業」という。）の適正な うんえい かくほ ひつよう じんいんおよびうんえいかんり かんするじこう さだめ じぎょう 運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業 えんかつ うんえいかんり はかる りようしゃまた しょうがいじ ほごしゃ い か の円滑な運営管理を図るとともに、利用者又は障害児の保護者（以下「利用 者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な じぎょう ていきよう かくほ もくてき 事業の提供を確保することを目的とする。
じぎょうしょ めいしょう 事業所の名称	ケアあんじゅ
じぎょうしょ しょざいち 事業所の所在地	とうきょうとえどがわくおおすぎ ちょうめ ばんち 東京都江戸川区大杉5丁目20番地1
でんわばんごう 電話番号	03-6795-9937
ばんごう FAX番号	03-6795-9938
かんりしゃしめい 管理者氏名	かんりしゃ あらい なおみ 管理者：荒井 有美 (専任・兼任)
じぎょうしょ うんえいほうしん 事業所の運営方針 について	1. 事業の実施にあたっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営む ことができるよう、当該利用者の心身の状況その置かれている環境等に おうじて、利用者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業所 から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。 2. 事業の実施にあたっては、利用者等に提供される障害福祉サービス等が 特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者等に不当に偏ることのないよ う、公平中立に行うものとする。 3. 事業の運営にあたっては、区市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を 図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。

	4. 事業の実施に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し常に当該利用者等の立場に立つて行うものとする。 5. 事業の運営に当たっては、区市町村、障害福祉サービス事業者等の関係機関との連携を図り、当該利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情に応じ、適正かつ効果的に行うものとする。
開設年月	平成 27 年 4 月 1 日
事業所が行なっている他の業務	居宅介護・重度訪問介護 : 平成27年4月1日指定 (1312302662) 同行援護 : 平成 30年6月 1 日指定 訪問介護・居宅介護支援 : 平成27年4月1日指定 (1372308245) 総合事業 : 平成 30年4月 1 日指定 (13A2300013)

3. 事業実施地域

江戸川区・葛飾区全域

4. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日 ただし、祝日及び12月30日～1月3日までのを除く
営業時間	9:00～18:00

5. 職員の体制

〈主な職員の配置状況〉

職種	常勤	非常勤	常勤 換算	職務の内容
管理者	1 名	名	名	兼務
相談支援専門員	1 名	名	名	兼務

当事業所では、利用者に対して指定計画相談支援障害児相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービス内容 (契約書第3条～6条参照)

① サービス等利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成します。

＜サービス等利用計画の作成の流れ＞

①相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して利用者の心身の状況等、利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握します。

②サービス等利用計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めます。

③利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者及び障害児の保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

④利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域生活相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、障害者総合支援法第五条二十項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成します。

⑤④で作成したサービス等利用計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定します。

⑥支給決定又は地域相談支援給付決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地から意見等を求めることとします。また、これを基に相談支援専門員はサービス等利用計画を作成し、利用者等の同意を得た上で決定します。

② サービス等利用計画作成後の便宜の供与

- サービス等利用計画作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価(以下、「モニタリング」という。)を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定、又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。
- モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

③ サービス等利用計画の変更

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

④ 障害者支援施設等への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供をします。

(2) 利用料金(契約書第7条参照)

① 事業者の提供する指定特定相談支援指定障害児相談支援に関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、区市町村からサービス利用料金に相当する給付を代理受領します。

但し、直接利用料をお支払いいただき、法令に規定する事業費に掛かる金額を、区市町村に申請する方法も可能です。

② 前項の他、利用者は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅への訪問を受けて指定計画相談支援していしやがいじそだんしえん サービスの提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業者に支払うものとします。

③ 前項の実費負担額は、1カ月ごとに計算し、利用者はこれを翌月末日までに支払います。

7. サービスの利用に関する留意事項

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、あらかじめ利用者(以下「利用者」という。)に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

8. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第9条4項参照）

当事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）
保存期間は、指定計画相談支援障害児相談支援を完結した日から5年間です。

* 当事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- (2) サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
- (3) アセスメントの記録
- (4) サービス担当者会議等の記録
- (5) モニタリング結果の記録
- (6) 関係機関からの情報提供に関する記録
- (7) 契約書
- (8) 重要事項説明書
- (9) 利用者負担に関する関係書類
- (10) 利用者に関する区市町村への通知に係る記録
- (11) 利用者からの苦情内容等の記録
- (12) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

閲覧・複写の受付

9：00～18：00

9. 損害賠償保険への加入（契約書第10条参照）

当事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

保険名：介護事業者賠償責任保障

補償の概要：事業者の職員等が介護業務の遂行に起因して、他人の身体を傷つけたり、他人の物を壊したり、または、アプリ作成ミスによって利用者に過剰な経済的負担をさせたことなどにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担しなければならぬ場合に、その賠償金を補償します。

10. 苦情等の受付について（契約書第15条参照）

- (1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）
サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（担当者）	お客様相談係 [管理者] 荒井 有美
受付時間	毎週月曜日～金曜日 9：00～18：00
苦情解決責任者	[管理者] 荒井 有美

(2) 第三者委員

当事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。当事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

＜第三者委員＞

名 前	連絡先

(3) 行政機関その他苦情受付機関

江戸川区役所 障害福祉課	所在地：江戸川区中央1丁目4-1 電話番号：03-3652-1151 受付日・時間：月～金曜日 9:00～17:00
江戸川区社会福祉協議会	所在地：江戸川区松島1丁目38-1 電話番号：03-5662-5557 受付日・時間：月～金曜日 9:00～17:00
東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化 委員会事務局	所在地：新宿区神楽河岸1丁目-1 電話番号：03-5283-7020 受付日・時間：月～金曜日 9:00～17:00

1.1. 虐待通報の受付について（契約書第16条参照）

当事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

- ② 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- ② 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ③ 成年後見制度の利用を支援します。
- ④ 苦情解決体制を整備しています。
- ⑤ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

(1) 当事業所における虐待に関する相談窓口

電話番号	03-6795-9937
受付時間	毎週月曜日～金曜日 9:00～18:00
虐待防止に関する責任者	[管理者] 荒井 有美

(2) 行政機関

江戸川区 24時間 障害者 虐待通報ダイヤル)	電話番号 : 03-5662-1014
----------------------------	---------------------

12. 第三者評価の実施状況について

本事業所の第三者評価の実施状況は以下のとおりです。

実施の有無	あり・なし
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

令和 年 月 日

計画相談支援障害児相談支援の提供の開始に際し、契約書及び本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者

所在地 江戸川区大杉5-20-1

事業者名 合同会社あんじゅ

事業所名 ケアあんじゅ 代表者名 代表社員 荒井 有美 印

管理者名 荒井 有美

説明者職名 計画相談員 氏名 荒井 有美 印

私は、契約書及び本書面に基いて事業者から重要事項の説明を受け、計画相談支援障害児相談支援の提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

印

利用者は、身体状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代理人

住所

氏名

利用者との関係

印

個人情報使用同意書

わたしおよび かぞく こじんじょうほう つぎ きさい ひつようさいしょうげん
私 及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の
はんいない しょう どうい
範囲内で使用することを同意します。

記

1 使用する目的

じぎょうしゃ していけいかくそうだんしえん ていきょう しょうがいふくし さーび すとう えんかつ じっし
事業者が、指定計画相談支援の提供にあたり、障害福祉サービス等を円滑に実施す
るために 行うサービス担当者会議等において必要な場合。

2 使用にあたっての条件

こじんじょうほう ていきょう じょうき きさい もくてき はんいない ひつようさいしょうげん とめ じょうほう
個人情報の提供は、上記1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報
ていきょう さい かんけいしゃいがい けっして も れ さいしん ちゅうい ほん
提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

3 個人情報の内容

- しめい じゅうしょ けんこうじょうたい びょうれき かていじょうきょうとう じぎょうしゃ そうだんしえん おこなう さいていげん
氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が相談支援を行うために最低限
必要な利用者や家族個人に関する情報。
- にんていちょうさひょう しゅじいけんしょ しょうがいしえんくぶんにんていしんさかい はんていけっか いけん にんてい
認定調査票、主治医意見書、障害支援区分認定審査会における判定結果の意見（認定
結果通知書）
- そのた じょうほう
その他の情報

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別
され、又は識別され得るものをいいます。

れいわ ねん つき ひ
令和 年 月 日

ごうどうかいしゃ
合同会社あんじゅ

ケアあんじゅ かんりしゃ
管理者 あて

りょうしゃ
利用者

<氏名> _____ 印

<住所> _____

だいにん
代理人

<氏名> _____ 印

<住所> _____

<続柄> _____

<代筆の理由> _____

かぞく
家族

<氏名> _____ 印

<住所> _____